

○山武市地域資源活用事業補助金交付要綱

平成24年6月1日告示第80号

改正

平成27年4月1日告示第88号

平成28年4月1日告示第90号

山武市地域資源活用事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の農林漁業者及び商工業者が山武市の優れた資源（農林水産物、鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、観光資源等。以下、「地域資源」という。）を通じて本市の魅力を発信するとともに、農林水産業の振興及び地域経済の活性化を図ることを目的として、地域資源を活用した產品等を開発し、又は生産加工施設、機械、販売施設等を整備する場合に要する経費に対し、予算の範囲において補助金を交付することについて、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、市税を完納しているものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に事業所を有する法人その他の団体
- (3) 前2号に掲げる個人又は法人その他の団体のいずれか2者以上で構成するグループ

(対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）の種類内容、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

(事業計画の認定申請)

第4条 前条に規定する事業を行おうとする者は、あらかじめ市長の認定を受けるため、山武市地域資源活用事業計画認定申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

(事業計画の認定)

第5条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定のうえ、山武市地域資源活用事業計画認定（不認定）書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 一の補助対象者が前項の承認を受けることができる回数の範囲は、別表に掲げる回数を限度とする。
- 3 補助対象者は、同一の対象事業について、市の他の補助金の交付を併せて受けること

はできない。

第6条 削除

(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、山武市地域資源活用事業補助金交付申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請を受け、審査し、適正と認めたときは、補助金交付の決定を行い、速やかに山武市地域資源活用事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業に要する経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(承認の手続)

第10条 前条第1号の規定により、市長の承認を受けようとするときは、山武市地域資源活用事業計画変更承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前条第2号及び第3号の規定により承認又は指示を受けようとするときは、内容及び理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(事業変更の承認)

第11条 市長は、前条第1項の規定により申請があったときは、これを審査し、当該事業の変更を承認したときは、山武市地域資源活用事業変更承認通知書（別記第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定により、実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の終了の日のいずれか早い時期までに、山武市地域資源活用事業実績報告書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の確定)

第13条 規則第15条の規定により、補助金の交付を確定したときは、山武市地域資源活用事業補助金交付確定通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 規則第16条の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときには、山武市地域資源活用事業補助金交付請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第15条 規則第17条の規定により、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、山武市地域資源活用事業補助金概算払請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（成果の公開）

第16条 市長は、第12条の規定に基づく報告書の提出があった補助事業の成果について、市長が必要と認める方法により公開することができる。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第88号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月1日告示第70号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表（第3条、第5条関係）

対象事業	対象事業の内容	補助対象経費	補助率	補助限度額	限度回数
産品等開発	地域資源を活用した産品等の開発及び販路開拓等を行うもの	産品等の開発に要する費用（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費等） 試作品の試食会、試験販売の実施に要する費用及び販路開拓に要する費用（出展に要する費用、試作品に要する費用等とし、このうち試作品に要する費用については、総事業費の2分の1以内、かつ事業完了時までに消化するものとする） その他、商品開発及び販路開拓等に要する費用で、人件費を除く。	補助対象経費の総額の2分の1以内	50万円	産品等開発については一の補助対象者ににつき1回とする。
生産加工施設・機械整備	地域資源を活用した産品等の開発に必要な生産加工施設及び機械等を整備するもの	6次産業化及び農工商等連携の取組に必要な、自らが行う生産加工施設及び機械等の整備に要する費用（生産管理に必要な機械、施設のほか、パソコン、電話等汎用性が高く使用目的が特定されないものを除く。）	補助対象経費の総額の2分の1以内	100万円	生産加工施設・機械整備及び加工・販売施設整備については一の補助対象者につき1回とする。
加工・販売施設整備	地域資源を活用した産品等を積極的に販売するための施設等を整備するもの	6次産業化の取組に必要な、自らが行う加工・販売のための施設及び機械等の整備に要する費用（生産管理に必要な機械、施設のほか、パソコン、電話等汎用性が高く使用目的が特定されないものを除く。また、販売施設は、加工機器・施設の整備と一体的に整備されるものに限る。）			

注 補助金の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

山武市地域資源活用事業計画認定申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者）

印

1 実施する事業

☐ 産品等開発 ☐ 生産加工施設・機械整備 ☐ 加工・販売施設整備

2 事業の目的

3 事業の内容

4 事業実施箇所

5 施設・機械等の整備計画（産品等開発は記入しない。）

- (1) 施設・機械を導入する目的
(2) 現在、保有する施設・機械

6 経費の配分及び負担区分（単位：円）

事業区分	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象 経費	負 担 区 分		
			市補助金 (A)	市以外の 補助金 (B)	その他 (C)

7 事業実施期間

事業着手予定年月日 年 月 日
事業完了予定年月日 年 月 日

8 添付書類

- (1) 事業計画書（収支予算、実施体制、生産計画等を含む）
(2) 生産加工施設・機械整備、加工・販売施設整備を実施する場合は、実施場所の位置図、配置図及び写真を添付すること。
(3) その他市長が必要と認めるもの

第 2 号様式（第 5 条関係）

山武市地域資源活用事業計画認定（不認定）書

第 号
年 月 日

様

山武市長 

年 月 日付けで申請のあった山武市地域資源活用事業計画認定申請について、山武市地域資源活用事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり認定（不認定）します。

記

1 対象事業

☐ 産品等開発 ☐ 生産加工施設・機械整備 ☐ 加工・販売施設整備

2 事業の内容

3 不認定の理由

※ 認定書の場合は、「3 不認定の理由」は抹消すること。

第3号様式（第7条関係）

山武市地域資源活用事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者）

印

年度において、山武市地域資源活用事業を実施するにあたり、山武市補助金等交付規則第3条の規定により、補助金 円の交付を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 実施する事業

☐ 産品等開発 ☐ 生産加工施設・機械整備 ☐ 加工・販売施設整備

3 事業の目的

4 事業の内容

5 事業実施箇所

6 施設・機械等の整備計画（産品等開発は記入しない。）

（1）施設・機械を導入する目的

（2）現在、保有する施設・機械

7 経費の配分及び負担区分（単位：円）

事業区分	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象 経費	負 担 区 分		
			市補助金 (A)	市以外の 補助金 (B)	その他 (C)

8 事業実施期間

事業着手予定年月日 年 月 日

事業完了予定年月日 年 月 日

9 添付書類

- (1) 事業計画書（収支予算、実施体制、生産計画等を含む）
- (2) 生産加工施設・機械整備、加工・販売施設整備を実施する場合は、実施場所の位置図、配置図及び写真を添付すること。
- (3) その他市長が必要と認めるもの

第4号様式（第8条関係）

山武市地域資源活用事業補助金交付決定通知書

山武市指令第 号

年 月 日

様

山武市長



年 月 日付けで申請のあった山武市地域資源活用事業補助金について、
下記のとおり交付することと決定しましたので、山武市補助金等交付規則第6条の規定に
より通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業に要する経費の配分の変更をするときは、
市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき
は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

第5号様式（第10条関係）

山武市地域資源活用事業計画変更承認申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者） 印

年 月 日付け山武市指令第 号で交付決定のあった山武市地域資源活用事業補助金を下記のとおり計画変更したいので、山武市地域資源活用事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、承認されたく申請します。

記

1 交付決定額 金 円

2 変更交付申請額 金 円

3 変更の内容及び理由

4 経費の配分及び負担区分（単位：円）

区分		変更後	変更前
総事業費 （うち補助対象経費）		（ ）	（ ）
負担区分	市補助金		
	市以外の補助金		
	その他		

5 添付書類

- (1) 補正予算書（予算の補正を伴う場合）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

第6号様式（第11条関係）

山武市地域資源活用事業計画変更承認通知書

山武市指令第 号

年 月 日

様

山武市長



年 月 日付けで申請のあった山武市地域資源活用事業計画変更承認申請について、下記のとおり承認しましたので、山武市地域資源活用事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 変更交付決定額 金 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業に要する経費の配分の変更をするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

第 7 号様式（第12条関係）

山武市地域資源活用事業実績報告書

年 月 日

（宛先）山武市長

住所（所在地）
氏名（団体名）
（代表者） 印

年 月 日付け山武市指令第 号で交付決定のあった山武市地域資源活用事業補助金について、山武市補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 実施した事業
- ☐ 産品等開発 ☐ 生産加工施設・機械整備 ☐ 加工・販売施設整備
- 2 事業の目的及び効果
- 3 事業の内容
- 4 事業実施箇所
- 5 決算の状況

(1) 収入（単位：円）

区 分	予 算 額 (A)	収入済額 (B)	増 減 額 (B－A)	備 考
計				

区 分	予 算 額 (A)	支出済額 (B)	不 用 額 (A - B)	備 考
計				

区 分	予 算 額 (A)	支出済額 (B)	不 用 額 (A－B)	備 考
計				

6 事業実施期間

事業着手年月日	年	月	日
事業完了年月日	年	月	日

事業完了年月日 年 月 日

7 添付書類

- (1) 支出関係書類（領収書等）
- (2) 産品等開発を実施した場合は、成果報告書を添付すること。
- (3) 生産加工施設・機械整備、加工・販売施設整備を実施した場合は、実施場所の位置図、配置図及び写真を添付すること。
- (4) その他市長が必要と認めるもの

- (1) 支出関係書類（領収書等）
- (2) 産品等開発を実施した場合は、成果報告書を添付すること。
- (3) 生産加工施設・機械整備、加工・販売施設整備を実施した場合は、実施場所の位置図、配置図及び写真を添付すること。
- (4) その他市長が必要と認めるもの

第8号様式（第13条関係）

山武市地域資源活用事業補助金交付確定通知書

山武市達第 号
年 月 日

様

山武市長 印

印

年 月 日付け山武市指令第 号で交付決定しました山武市地域資源活用事業補助金について、下記のとおり確定しましたので、山武市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円

第9号様式（第14条関係）

山武市地域資源活用事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）山武市長

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者） 印

年 月 日付け山武市達第 号で額の確定のあった山武市地域資源活用事業補助金について、山武市補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 円

第10号様式（第15条関係）

山武市地域資源活用事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）山武市長

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者） 印

年 月 日付け山武指令第 号で交付決定のあった山武市地域資源活用事業補助金について、山武市補助金等交付規則第17条の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算請求額 金 円